



# 自転車のルール 知っていますか？

## 1 信号を守りましょう！



- 「歩行者及び自転車専用」の信号機があるときは、その信号にしたがって通行しましょう。  
信号機の信号等に従う義務（道路交通法第7条）  
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
特定の交通に対する信号（道路交通法施行令第2条第5項）

## 2 一時停止は必ずしましょう！



- 「一時停止」の標識がある交差点では、自転車も一時停止をしなければなりません。  
必ずとまり、「右・左・右」をよく見て安全を確認しましょう。  
指定場所における一時停止（道路交通法第43条）  
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 3 夜間はライト、反射材をつけましょう！



- 夜間、道路を通行するときは、必ずライトをつけましょう。  
夜間のライト点灯義務（道路交通法第52条第1項前段）  
5万円以下の罰金
- 夜間は、反射材を備えた自転車に乗りましょう。  
反射機材等の装備義務（道路交通法第63条の9第2項）  
5万円以下の罰金

## 4 急な進路変更はやめましょう！



- 後方から進行してくる車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような進路変更はやめましょう。  
後車に影響を及ぼす進路変更の禁止（道路交通法第26条の2第2項）
- 進路変更するときは、必ず周囲の安全を確認しましょう。

## 5 自転車通行可の歩道を走るときは歩行者が優先です！



- 普通自転車は、自転車通行可の道路標識のある歩道を通行することができます。  
普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第1項）
- 歩道を通行するときは、車道よりの部分を徐行して通行しましょう。また、歩行者の通行をさまたげそうなときは一時停止しましょう。  
普通自転車の歩道通行（道路交通法第63条の4第2項）  
2万円以下の罰金又は料料

## 6 携帯電話を利用しながら運転するのはやめましょう！



- 走行中の携帯電話の使用は、注意が散漫となり危険なのでやめましょう。  
埼玉県道路交通施行規則第10条第4号（道路交通法第71条第6号）  
5万円以下の罰金